

大阪市天王寺区役所

地下駐車場設置事業者募集要項

令和 8 年 1 月
大阪市天王寺区役所

目 次

ページ

| | |
|--------------------------|---|
| 1 募集対象物件 | 1 |
| 2 応募資格要件 | 1 |
| 3 地下駐車場の設置条件等 | 2 |
| 4 応募申込手続 | 4 |
| 5 價格提案書の提出及び審査 | 5 |
| 6 使用許可の手続き | 7 |
| 7 設置事業者の決定の取消し | 7 |
| 8 その他 | 7 |
| 地下駐車場設置場所 | 8 |
| 応募申込書・誓約書・質疑書・価格提案書・委任状・ | |
| 行政財産使用許可申請書 | |

大阪市天王寺区役所地下駐車場設置事業者募集要項

大阪市天王寺区役所が行う地下駐車場設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 募集対象物件

| 物件番号 | 所在地（住居表示） | 設置場所 | 面積 | 最低使用料※1 (月額・税抜き) |
|------|----------------|------------------|-------------------------|---------------------|
| ① | 天王寺区真法院町20番33号 | 天王寺区役所庁舎 地下1階 | 838m ² ※2 | 17,318円 |

※1 最低使用料には、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を含みません。使用許可の際は消費税等（現行10%を適用）が加算されます。

※2 スロープ、通路部分を含みます。駐車可能台数は13台です。

（参考）売上金額（消費税込・駐車台数13台での運用）の実績

- ・令和6年度（4月～3月） 4,114,700円
- ・令和7年度（4月～11月） 2,444,500円

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 地下駐車場の運営管理業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有している者であること。
- (3) 国税及び大阪市税（大阪市内に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税）の未納がないこと。
- (4) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (6) 本市が実施した設置事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。

※大阪市暴力団排除条例第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

※大阪市暴力団排除条例施行規則第3条

条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

3 地下駐車場の設置条件等

(1) 設置条件

- ① 駐車場の諸設備の作動状況を監視すること
- ② 駐車場内警備監視及び通路・スロープの安全確保すること
- ③ 駐車場内における災害の予防及び秩序維持すること
- ④ 駐車場内の駐泊車の確認をすること

⑤ 駐車場の管理運営に伴って発生する利用者・近隣住民からの事故・機器故障・苦情に対して適切に対応すること（駐車場内での事故や苦情等対応報告書を提出すること）

⑥ その他必要に応じて適切に管理運営をすること

(2) 営業時間

月曜日から木曜日 午前8時45分～午後5時45分まで

金曜日 午前8時45分～午後7時15分まで

毎月第4日曜日 午前8時45分～午後5時45分まで

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日を除きます。

※ 営業時刻を過ぎても駐車車両がある場合は、最終の駐車車両が出庫した時間を営業時刻とします。

※ 区役所の開庁日及び開庁時間の変更が生じた場合、営業日及び営業時間の変更に応じること。

※ 選挙時は、期日前投票により開庁日時に変更が生じるため、営業日及び営業時間の変更に応じるとともに、スペースの確保等を要請した場合は応じること。

※ 庁舎の設備点検や工事、事業実施等において、駐車スペースの確保等を要請した場合は応じること。

※ 本市が特別な事情により必要と認めた場合は、営業時間以外においても駐車場を使用することができることとします。

※ その他災害時等、本市において必要がある場合、別途協議とします。

(3) 駐車料金

駐車料金については現行の料金を参考として、本市と協議のうえ設定すること

（現行料金）最初の30分 200円、以降60分ごと 300円

ただし、次に掲げる障がい者が自ら運転する車両又は当該障がい者が乗車し、その移動のために当該障がい者以外の者が運転する車両は無料とします。

① 身体障がい者手帳の交付を受けている者

② 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者

③ 療育手帳の交付を受けている者

※駐車料金を変更する場合は、本市と協議のうえ料金を決定します。駐車料金の変更にかかる費用は設置事業者が負担するものとし、事前に来庁者等への周知を行ってください。

※公用車用、通送用（総務局・会計室）及び当区において必要がある場合は、パスカード及び無料券を発行してください。

(4) 管理方法

有人による常駐管理とし、駐車場内における駐車がスムーズに行えるようにし、歩行者や利用者の安全に努めてください。また、定期的に清掃を行ってください。

なお、管理にあたっては、制服や名札・腕章を着用するなど管理人であることが判るようにしてください。

(5) 使用料等

① 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、地下駐車場として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用します。

② 使用許可の期間

使用許可の期間は許可の日（令和8年4月1日予定）から1年以内とします。ただし、当初許可の日から5年を超えない範囲で更新することができます。更新しない場合は、許可期間終了の3か月前までに書面にて意思表示をしてください。更新する場合には、許可期間終了の30日前までに継続申請を書面で行っていただきます。（※本市の施設利用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。）

③ 使用料

本市が設定する最低使用料以上で価格提案のあった最高の価格をもって使用料とします。

なお、設置事業者に決定し使用許可する際には、価格提案のあった使用料に消費税等を加算します。

④ 保証金

使用事業者に決定し使用許可を受ける際には、価格提案のあった使用料に消費税等を加算した額の3月分を保証金として納付していただきます。ただし、許可期間分の使用料を一括前納する場合は、保証金を免除します。

⑤ その他必要経費等

光熱水費は設置事業者の負担とし、本市の指定する期限までに全額納入するものとします。

電気代の計算方法は、次の計算方法により算出した料金とします。

（駐車場内各設備（発券機・精算機、管理室空調機、照明灯）の年間消費電力量）

×天王寺区役所庁舎における平均電気料金単価（円/kwh）

（6） 使用上の制限

① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を確実に納付してください。

② 使用者は、使用物件を指定する用途以外に使用しないでください。

なお、物品（管理人室内を除く）や自動販売機等の設置は認めません。

（7） 維持管理責任

使用物件は、利用者への便宜を図るものとし、最善の注意をもって維持管理を行ってください。

（8） 第三者使用の禁止

使用事業者は、本物件を他の者に使用させ、又は担保に供することはできません。

（9） 損害賠償

使用にあたって、使用事業者が本市又は第三者に損害を与えたときは、すべて使用事業者の責任でその損害を賠償していただきます。

4 応募申込手続

（1） 申込受付期間

令和8年1月14日（水）～令和8年2月6日（金）午前9時～午後5時30分
土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

(2) 申込受付場所

大阪市天王寺区役所企画総務課（6階62番窓口）
大阪市天王寺区真法院町20番33号

(3) 申込みに必要な書類

- ① 応募申込書（本市所定様式）
- ② 誓約書（本市所定様式 A4サイズ両面）

※ ②については、ホームページから表面と裏面を別々にダウンロードした場合は、必ず実印の割印を押してください。

- ③ <個人>印鑑登録証明書

<法人>印鑑証明書

- ④ <個人>住民票の写し

<法人>法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（登記事項証明書の場合は、「現在事項証明書」「履歴事項証明書」のいずれかの全部事項証明書）

※ ③④については、発行後3か月以内のものに限ります。

(5) 事業概要

<法人>会社概要

<個人>創業日、事業内容、実績等がわかるもの

(4) 申込みの手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参してください。（送付、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。）

(5) その他

本募集要項に関する質問については別紙様式の質疑書を電子メールにより提出してください。質疑書以外での質問は受け付けません。質問の要旨及び回答を天王寺区役所ホームページに掲載します。

質問受付期間 令和8年1月14日（水）～令和8年1月26日（月）午後5時まで

電子メール送信先 ti0001@city.osaka.lg.jp 大阪市天王寺区役所企画総務課

質問回答予定 令和8年1月30日（金）午後2時

(6) 応募にあたっての留意事項

- ① 價格審査後の使用許可は、応募申込書に記載された名義以外では行いません。
- ② 応募の取下げは、応募受付期間内に限って行うことができます。
- ③ 応募受付以降に応募資格要件をみたさないことが判明した場合は、その旨通知します。
通知を受けた者は価格提案を行うことはできません。その通知が価格提案日の2営業日前までになければ、応募資格があることを承認したものとします。

5 價格提案書の提出及び審査

(1) 價格提案書の提出及び審査の日時

価格提案書提出の日時 令和8年2月13日（金）

午前10時15分から午前10時30分までに価格提案書を5-(2)に記載の場所で提出していただき、午前10時30分から価格提案審査を行います。

(2) 価格提案書の提出及び審査の場所

大阪市天王寺区役所 5階502会議室

大阪市天王寺区真法院町20番33号

(3) 提出書類等(当日持参するもの)

① 価格提案書

② 委任状(代理人により応募しようとする場合)

③ 実印(代理人により応募しようとする場合は委任状の「受任者」欄に押印した印鑑)

(4) 価格提案書の提出方法

① 応募者は、価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印のうえ提出してください。

② 応募は、代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を価格提案書と一緒に提出してください。なお、押印について、価格提案者本人にあっては実印、代理人にあっては委任状の「受任者」欄に押印した印鑑としてください。

(5) 応募価格の表示

応募価格は、月額使用料(税抜き)を表示してください。

(6) 価格提案書の訂正等の禁止

応募者は、提出した価格提案書の訂正、再提出又は撤回をすることはできません。

(7) 価格提案審査

① 価格提案審査は、価格提案書の提出締切り後直ちに応募者立会いのもとで行います。

② 応募者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち会わせます。

③ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。

なお、価格提案書審査の当日出席しなかった者又は価格提案書提出期限に遅刻した者は、棄権とみなします。

(8) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

① 最低使用料を下回る価格によるもの。

② 応募資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。

③ 指定の日時までに提出しなかったもの。

④ 応募者の記名押印(実印または委任状の受任者欄に押印した印鑑)がないもの。

⑤ 所定の価格提案書を用いないでしたもの。

⑥ 同一物件について応募者又はその代理人が2者以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。

⑦ 同一物件について応募者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。

⑧ 同一物件について他の応募者の代理人を兼ね又は2者以上の代理人として価格提案した

ときはその全部のもの。

- ⑨ 応募価格又は応募者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
 - ⑩ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
 - ⑪ 価格提案に関し不正な行為を行った者がしたもの。
 - ⑫ その他価格提案に関する条件に違反したもの。
- (9) 設置予定事業者の決定方法
- ① 本市が設定する最低使用料以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者を設置予定事業者とします。
 - ② 最高となるべき同価の価格提案書の提出をした者が2者以上あるときは、直ちにくじにより設置予定事業者を決定します。当該応募者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格審査事務に関係のない職員）が応募者にかわってくじを引き、設置予定事業者を決定します。
- (10) 審査結果の公表
- 設置予定事業者及び金額は価格審査場所で公表します。また、設置予定事業者以外で審査順位の範囲内の提案者名及び提案価格を発表します。
- (11) 価格提案審査の中止
- 不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止又は価格提案審査期日を延期することがあります。
- (12) 審査結果の公表
- 設置事業者決定後は、事業者名及び金額をホームページに掲載します。

6 使用許可の手続き

設置事業者に決定した事業者は、令和8年2月20日（金）までに大阪市天王寺区役所企画総務課へ、行政財産使用許可申請書を提出するとともに、本市担当職員と使用に関する打合せを行うこと。

なお、使用許可の手続きは、応募申込書に記載された名義で行います。

7 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- ② 設置事業者が応募者の資格を失った場合。
- ③ その他設置事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

8 その他

使用許可の申請手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担となります。

募集に関する問い合わせ先：大阪市天王寺区役所企画総務課（6階62番窓口）

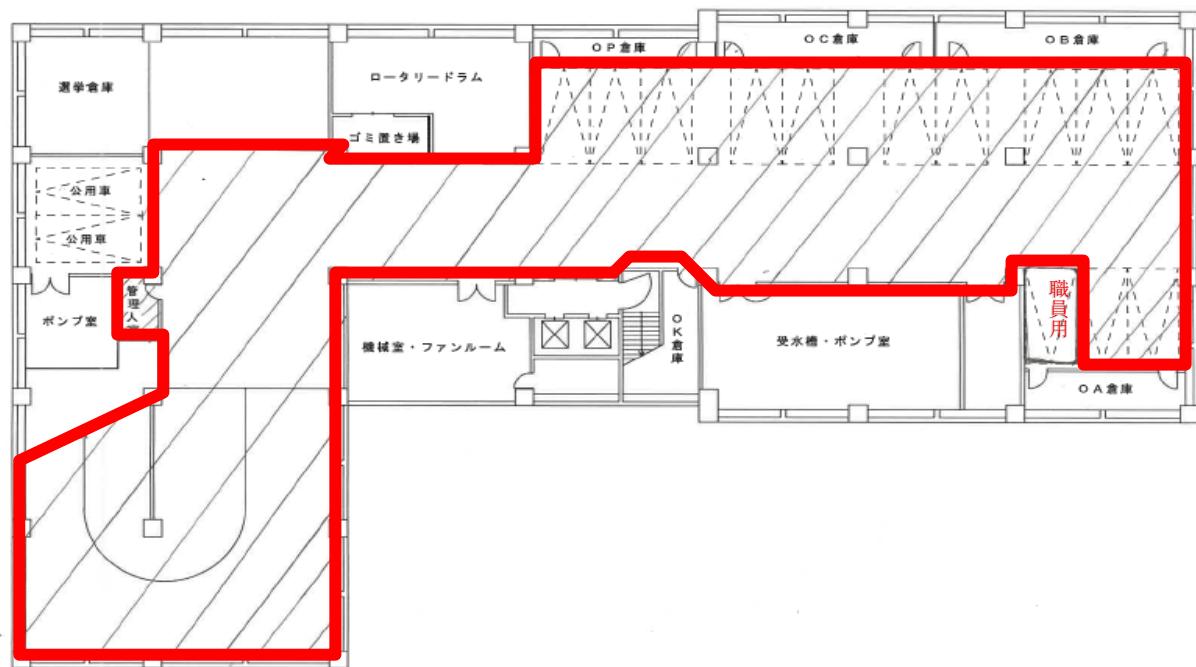
大阪市天王寺区真法院町20番33号

電話 (06) 6774-9625

資料一 1 地下駐車場設置場所 位置図



資料一 2 地下駐車場設置場所 拡大図



天王寺区役所 地下1階

受付番号

令和 年 月 日

応募申込書

大阪市長 横山 英幸 様

募集要項の各条項を承知の上、大阪市天王寺区役所地下駐車場設置事業者について、次に掲げる事項を誓約した上で、次のとおり申し込みます。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 地下駐車場の運営管理業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有している者であること。
- (3) 国税及び大阪市税（大阪市内に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税）の未納がないこと。
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (5) 本市が実施した設置事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。
- (6) 募集要項の各条項を十分承知の上で応募すること。

なお、設置事業者名及び決定金額を公表することに同意します。

1 募集対象物件

| 物件番号 | 所在地（住居表示） | 設置場所 | 面積 |
|------|----------------|--------------|-------------------|
| ① | 天王寺区真法院町20番33号 | 天王寺区役所庁舎地下1階 | 838m ² |

2 申込者 住 所

(所 在 地)

電 話 番 号

氏 名 印

(名称及び代表者氏名)

実印

《添付書類》

- ① 誓約書（本市所定様式）
- ② <個人>印鑑登録証明書
<法人>印鑑証明書
- ③ <個人>住民票の写し
<法人>法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（登記事項証明書の場合は、「現在事項証明書」「履歴事項証明書」のいずれかの全部事項証明書）

※ ②③については、発行後3か月以内のものに限ります。

④ 事業概要

〈法人〉会社概要

〈個人〉創業日、事業内容、実績等がわかるもの

(誓約書様式(表))

令和　年　月　日

大阪市長　横山　英幸　様

住所又は事務所所在地

フ　リ　ガ　ナ

商号又は名称

フ　リ　ガ　ナ

氏名又は代表者名

実印

生　年　月　日

年　月　日生

誓　約　書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、行政財産の使用から、暴力団を利することとならぬないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を使用許可から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

1　私は、次の行政財産の使用に際して、暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

(使用財産の表示) : 天王寺区役所

2　私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

3　私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

4　私が本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

○大阪市暴力団排除条例（抜粋）

(公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置)

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
 - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合は、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
 - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
 - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

(暴力団密接関係者)

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

質 疑 書

(大阪市天王寺区役所地下駐車場設置事業者募集)

令和 年 月 日

大阪市長 横山 英幸 様

住 所

(所在地)

氏 名

(名前及び代表者氏名)

(事務担当者)

所属部署

氏 名

電 話

F a x

質疑個所

(記入例；募集要項 P 番号 の〇〇〇〇について)

質疑内容

価 格 提 案 書

価格提案書提出日を記入

令和 年 月 日

大阪市長 横山 英幸 様

大阪市天王寺区役所地下駐車場設置事業者募集において、下記の金額で当該設置事業者として使用許可を希望します。

応募者本人が押印する場合は実印を、代理人が押印する場合は委任状に押印している代理人の印鑑を押印してください。

住 所
(所在地)

氏 名
(名称及び代表者氏名)

印

| 応 募 価 格 | | | | | | | |
|---------|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | |

円

¥マークを必ず記入

- 応募価格は、本市が設定する最低使用料以上の金額を記入すること。
- 応募価格は、使用面積の月額使用料（税抜き）とします。
- 金額の前枠に、「¥」をつけてください。

令和 年 月 日

委任状提出日(価格提案書提出日と同一)を記入

委任状

大阪市長 横山 英幸 様

(委任者)

住 所
(所在地)

氏 名 印
(名称及び代表者氏名)

実印

下記の者を代理人と定め、大阪市天王寺区役所地下駐車場設置事業者募集要項に付帯する一切の権限を委任します。

受任者の住所(自宅・会社どちらでも可)氏名を記入し、
価格提案に使用する印鑑を押印

(受任者)

住 所
(所在地)

氏 名
(名称及び代表者氏名)

印

行政財産使用許可申請書

令和 年 月 日

大阪市長 横山 英幸 様

申請者 住所

氏名

実印

(電話)

次のとおり、貴市の行政財産を使用したいので、許可くださるよう申請します。なお、申請にあたっては、「行政財産の目的外使用許可にかかる審査基準等について」の内容を確認しており、使用を許可しない相手方の基準に該当する者ではないことを誓約します。

記

1 名 称 天王寺区役所

2 所 在 地 大阪市天王寺区真法院町91番地5（地番）
大阪市天王寺区真法院町20番33号（住居表示）

3 使用面積又は数量 838m²

4 使用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 使用目的 駐車場設置

6 添付資料

① 使用計画図